

としての一つの重大な義務であり、これが國家に對する重大な御奉公であることを銘記しなければならぬ。

(二) 惡質遺傳病の子孫の防止

惡質遺傳病の根元を絶ち、之に依つて國民の平均素質の低下を防ぐこと、即ち惡質遺傳病者の産兒防止を圖することは民族優生上極めて重要なことである。その手段としては隔離・結婚禁止・避妊・妊娠中絶・去勢・斷種の六種類があるのであつて、この中で斷種は最も基本的なものである爲、厚生省ではこの民族優生制度について立案せられつゝある法案中に於て、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、強度かつ惡質なる遺傳性病的性格、強度なる遺傳性畸形、癩等についてこれが斷種を行ふことを得るやう計畫せられてゐる趣である。

(三) 民族毒豫防

民族素質低下の要因には優秀素質者の出産減少、劣悪素質者の繁殖の外に更に酒精、微毒、毒藥等の所謂民族毒がある。特々、毒害と微毒と

はいづれも國民の間に浸潤し、しかも本人の疾病に止まらないでその子孫に對して重大な障礙を及ぼすことは甚大なものがある。

わが國では麻藥中毒患者は幸ひに少いが、麻藥中毒によつて非常な慘害を受けてゐる支那大陸との密接な交渉によつて増加する虞も多分に存在するので、充分なる警戒を忘れてはならないこれ等の民族毒を豫防することによつて出生率の低下を防ぎ、次代國民に對する惡影響を除くことが出來、ひいては民族素質の低下防止に役立つことが出來るのであるから、性病豫防及び酒精・麻藥の濫用防止については大いに努力しなければならぬのである。

(四) 民族優生思想の普及

以上民族優生方策について記したのであるが要するにその根本はこれが思想を國民に普及し徹底せしめることである。

民族優生は國家永遠の對策であつて、一朝一夕を以てその結果を求めることは出來ない。國家の民族優生政策と國民の民族優生に對する認

識との二者確立によつて初めて民族優生國家としての光輝ある將來の國家が期待せられるのである。現下の新東亞建設の聖業遂行に當つて未曾有の躍進發展をなしつゝある日本民族が眞に民族優生に目ざめつゝ精進した曉にこそ、今日にも増して日本民族が世界に誇り得る精神力、身體力を有する民族となり、光榮ある國民となることを確信するものである。



青年學校の

集團勤勞作業

今時局下に於て青年學校の生徒を集團勤勞作業に参加せしめることはその訓育上甚だ有意義の事であり、従つてこれが回数も自然多くなる

ごとと思はれるので、今回縣では各青年學校校長に通牒して徹底實施を期することとなつた。校下各位に於てもこれに對して充分なる支援を希望する次第である。その實施上の要項を記して參考に資することとする。

一 事業は國家的公共のものであつて、地方長官に於て青年學校生徒の教育上適切な奉仕作業として選定したものであること。

二 作業の實施に當りては指導要項を定め當該青年學校教員指導のもとに行ふこと。

但し特別の事情がある場合は青年學校長に於て適當と認める他の指導者を選んで指導の任に當らせてもよい。

三 作業實施の當日に於ける當該生徒の受くべき教授及訓練科目及其の時數は之を履習したものととして取扱ふ。

四 集團勤勞作業に従事した時數を教授及訓練時數として認め得る總時數は、各各科學年に於ける教授及訓練時數の五分の一を超えてはならない。

集團勤務作業行標準

禮節規律に留意し、彌々盡忠報國の精神を以て心身を鍛錬し、集團的勤務に依り不撓不屈生成發展の氣魄を培ひて實踐的精神教育の實を擧げること。

- 一 開始行事
  - 一 集點
  - 一 服裝檢査
  - 一 宮城遙拜
  - 一 國旗掲揚
  - 一 君が代奉唱
  - 一 皇軍將兵武運長久祈願
  - 一 戰歿將兵の英靈感謝默禱
  - 一 訓話
  - 一 體操
  - 一 作業任務の指示
  - 一 器具機材の配當
  - 一 始業

- 二 終了行事
  - 一 器具、機材の整頓點檢
  - 一 點呼
  - 一 講評
  - 一 青年學校の歌合唱
  - 一 國旗降下
  - 一 解散

備考

- 一 作業の種類に應じ、適當に休憩及矯正體操を行ふこと
- 二 晝食休憩時には適當に吟詠、唱歌團體遊戯等を行ふこと

注意

- イ 敬禮、態度、言語等は端正なること
- ロ 作業往復途上に於ける指導を適切ならしめること
- ハ 作業實施に當りては成るべく設計等を行はしめ研究的態度を養成すること
- ニ 作業中は作業に必要な以外は無言を本體とすること



犯罪豫防上の注意

現在我國の刑法には四十種の罪が規定してあり、此の外に特別の法令により處罰される規則が非常に澤山あります。しかし今日一般に最も多く行はれ且つ被害の最も大きいものは何と云つても窃盜と詐欺であります。此の二つの犯罪に對して充分警戒して其の效を収めますならば犯罪豫防の目的の大半は達し得られたと言つても過言ではありません。以下斷片的に且つ平易

に防犯目標の實現要項を述べて見

- (一) 罪を犯さぬ様に
  - (イ) 勤儉、貯蓄、怠惰と浪費は犯罪に陥る基でありますから、職業に勵み節約を守り、貯蓄に努めることは防犯の第一要件であります。恒産あつて恒心ありと云ふ古言もありません。
  - (ロ) 虚榮を戒む 身分不相應の見榮を飾る爲に惡に踏み込む者が多い様です。特に時局下國民精神總動員の趣旨に則り、贅澤に流れぬ様自制することが肝要です。
  - (ハ) 酒色を戒む 酒と女は犯罪に付きもので女を繞る犯罪は常に深刻なものであります。心すべきは酒と女であります。
  - (ニ) 射倖心貪欲を戒む 一攫千金濡手に粟の掴み取り式の僥倖を頼み、或は一蹴起しの空想を夢見る様な者は特に詐欺漢の最も狙ふ獲物でありますから心すべきことと思ひます。

(2) 犯させぬ様に

(イ) 各種公私の團體首腦者は各團體員の指導教養に、各團體員はお互に相戒め共に協働して誤らぬやうにし

(ロ) 諸宗教家、教育家等の指導的立場の方々の努力により社會教育の徹底を期し

(ハ) 各種學校に於ては生徒兒童に對する情操教育の徹底を期し、間接的に一般社會人の指導に努め

(ニ) 刑除者、不良行爲者の保護善導を徹底して眞の人間味を味はせ、社會人たるの自覺を促し悔悟の機を與へ

(ホ) 醫師、健康相談所等の指導により衛生思想を普及し、且つ迷信に基く犯罪の絶滅を期すべきであります。

(二) 犯罪に罹らぬ様に

一 盜難豫防

(1) 屋内盜難

(イ) 戸締の勵行

夜間の就寢時、晝間の外出不在時等を見計つて屋内に忍び込み、金品を窃取する忍込盜には戸締を嚴重にして置くことが其の豫防に一番大切であります。戸締は主婦の務めでありますから便所、炊事場、浴場等の小窓に至るまで施錠を怠らぬやうにしなければなりません。

(ロ) 全戸不在の注意

全戸不在の際は戸締に注意すると共に隣家に看守を依頼し、依頼された人は御互の事ですから充分責任を以て共助することです

(ハ) 就寢時の注意

就寢時は火元の用心は素より、電燈は消燈或は滅光して屋内の模様を屋外より見られるやうな事の無いやうにし、特に婦人の寢姿を見透される様なことは最も禁物であります。又商店等で就寢後屋内陳列の商品が見られる如きは、不良徒輩に犯罪を誘ひかける様なものです。

(ニ) 報知器の裝置

戸障子の開閉に音響を發す、様な簡易な報知器を設備することも豫防上効果のあるものです。

(ホ) 多人數出入場所

湯屋、宿屋、料理屋等の管理者は來集者の貴重品保管方法を定め、又外來の人は之を管理者に保管方を依頼するべきであります

(2) 屋外盜難

(イ) 自轉車

最も多いのは自轉車盜難で、錠も掛けずに屋外に放置して置くことは或る意味では盜まれないのが不思議な位です。屋内に入れるか錠前を掛けるかすることは所有者の當然爲されねばならぬ事と思ひます。

(ロ) 物品

充分な管理方法を講ぜずに屋外に放置してあるものが澤山あります。甚しいのは自轉車、自動車、荷車等に貴重な物や商品を積んで放置してゐる向があります。

(ハ) 夜歩

(三) 掏摸

大金を持つての夜の一人歩き、又は婦人の夜歩き等は最も危険であり、特に見知らぬ同行者には注意を要します。

二 詐欺豫防

(ニ) 籠拔詐欺

この犯罪は銀行、會社、役所、學校等を舞臺に知人とか得意先とか役人等の名を使つて金品を持つて來させて、これを取つたり剩錢を取つたりする方法でありますから、未知の人から電話で注文を受けた際は其の名前のみを信用せず、本人を確かめ、現金を受取らぬ前に物品を渡さない様にしないと待ち呆けを喰はされます。又斯様な際に

釣銭の用意を求められた時は、特に注意しない品物に釣銭を添へて進呈する様なことも起ります。

(ロ) 廣告詐欺

新聞、雜誌等の廣告を鵜呑みにして品物を注文することは危険なことで、餘り買受人のみの利益になり過ぎる廣告は多くの場合實質は伴ひません。

(ハ) 訪問詐欺

勤先の主人の使とか、親兄弟知人の使とか云つて現金や衣類を取りに来たやうな場合は、充分に先方を確める必要があり迂闊に渡してはなりません。

(ニ) 的屋詐欺

祭典、縁日等の路傍商人が、上手に口説くのを無條件に信用し、品物の眞價を考へずに購入したり、僅かな金で多額の景品を呉れると云ふ様なものに手を出さぬがよいと思ひます。理屈から考へてもそれが眞實であれば先方は大損をする事になり、人に

金を呉れる爲に縁日に商ひをする様な奇篤な者はゐまいと思ふからです。

(ホ) インチキ

糊ボタ式、濡手に粟と云ふ様な巧い話に乗つて手を出すと必ず引掛ります。この世智辛い世の中に、他人が法外な利益を得させて呉れる筈がありません。我欲、貪欲を先方に利用されることに氣が付かぬ處が相手方の狙ひ處であります。

三 捜査檢舉に協力

(イ) 被害届出

萬一被害に罹つた場合は一刻も早く届出でて戴くことです。犯人の檢舉も病の治療と同様に届出が早いと檢舉も易く、遅れると捜査が困難となり檢舉が遅れるばかりでなく、再犯の虞があり、それだけ社會の不安を増す譯であり、早く檢舉される程被害も少くして済むのであります。

(ロ) 現場保存

被害に罹つた場合は現場を、の儘にして戴き度い事で、犯罪の現場は捜査上の資料、方針を定める上に最も大切であります。現場を勝手に變更さると捜査方針を誤ることがあり、犯人の檢舉が遅れるからであります。

(ハ) 眞實の申告

被害を届出することも現場を保存することも勿論檢舉に對する皆様の御協力でありますが、警察官も神佛でない以上見たり聞いたりせぬことには判らない譯です。其の犯罪に付て有つた事、見た事、聞いた事は何事に依らず有の儘を進んで警察に申告して下さいることが眞に大切なことでもあります。

(ニ) 應援

警察官の力の及ばぬ場合、或は警察官の求めた場合は、之に援助して警民一致の實を擧げて戴きたいのであります。

x x x x x x x x x x x x



遺族家族の保護指導に 囑託の利用を勸む

今次の聖戦が武力の戦闘にあらずして經濟戦であり、思想戦であり、將又物資、資材の戦争であるが故に、我が國は國家の總力を注いで興亞建設の完成に邁進してゐることは既に御承知の通りであつて、この大業目的のため身命を犠牲として戦歿せられ又は戦傷病歿せられし將兵軍屬の、遺族の方々や又應召軍人の家族の方々に對する援護の方途は、種々講せられてゐるのであるが、その遺族家族の多くは婦女子であり老若等で之が保護又は指導等についても適當な婦人が御世話することが、双方に取り好果を齎すので、本縣にその指導囑託の婦人が三名設けられたことは本報に記した所である。然るにこの囑託機關を利用せられないことは甚だ遺憾

とする次第であるから、遺族家族の方々は各會合ある毎に、之を利用せらるるのみならず、保護指導はもとより、その他凡ゆる事柄についても囑託に御相談になれば、懇切丁寧に御世話することになつてゐるから、市町村長ともよく協議せられて之が所期の目的に副はれんことを望む次第である。



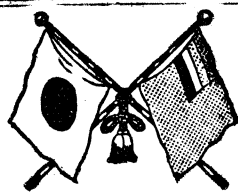
起て！青少年

(分村運動についで)

皇紀二千六百年

昭和十四年皇紀二千六百年の新春を迎ふるに當り、我が大日本帝國は東亞新秩序建設てふ聖業に更に一段の拍車を加ふべきを思ひ、我々國民は轉たその負荷の大と、且つこの大業を擔當すべき光榮ある。現代に生を得た事の歡喜を感じるものである。

惟ふに肇國の當初に當り 皇孫瓊々杵尊は高天原より群臣を率ひて我が豊葦原の中つ國に天降り給ひ、爾來御代々九州の地にいまして天祖の御旨を承けて蒼生を撫育し給ふたのであつたが神武天皇は九州の地が餘り僻遠にして治く萬民を綏撫するに適しない事を思召されて遙かに東遷を思し立ち給ひ、高千穗の宮を發し給ふて櫛風沐雨十餘年の苦艱を克服し給ふて遂に大和に入り、橿原の地に人皇第一代の皇位に即き給ひてより本年を以て二千六百年を迎ふるに至つたのである。當時に於ける天皇の洪圖とその大業を追懷し奉るとき、吾々は現下の東亞新秩序建設の聖業が、遠く二千六百餘年前の神武天皇



御東遷の聖旨とその軌を一にすることを思ふと共に、吾々國民の本事變に對する責務彌々重大なるを感じ、この新春を迎へて益々堅忍持久盡忠報國の誠を效すべきを痛切に認識せざるを得ないのである。

抑々我が大日本帝國は國初以來三千年この大八洲を以て國民安住の地とし、皇室皇民一體の理想境としてこゝに世界無比の國體を築き來つた。しかし今や世界の形勢は一變して、我が國は決してこの島帝國中に安住するのみを以ては澎湃たる西力の東洋浸潤に對してその安全を確保し得なくなつてゐるのである。然も思ふに我が國は決して東海の一島帝國として永遠に安泰を保つのみをその目的とすべき國ではない。即ち進んで西人の物質主義個人主義を克服し、惟神の皇國精神を以て肇國の大理想たる八紘一宇の洪謨を顯現して東洋の平和を確立し、延いては世界の眞正なる平和の建設に寄與すべき大使命を有する國家なのである。霸道に依らざる天の御中主の精神確立こそ我が大日本帝國に課せ

られてゐる重大使命である。

今や我が國は滿洲事變を以てこの聖業に一轉機を劃し、今次の支那事變を以て彌々これが伸展に邁進してゐるのである。これは實に我が帝國の劃期的大事業であつて、二千六百有餘年前に於ける神武天皇の大精神を此所に顯現しつゝあるものと云はなければならぬのである。

◆聖戰と滿洲開拓

思ふて此所に至るとき今次事變が如何に我が國に於ける曠古の大事業であつて、決して日清日露等の戦役の比ではない事を痛切に感ぜざるを得ない。戰はこれからである。

今度の事變で日本が戦局のあらゆる部面で輝かしい戦果を収めてゐることは云ふまでもないが、しかし眞の敵はもつと／＼背後にひそんでゐるのだ。東洋の平和は日滿支の提携に依らなければならぬのに、この提携を恐れる西人の勢力が東洋から手を引かない限り支那事變の終局は決して來ないのである。現下の事變を以て今後幾年を要するかわからない長期戦と云ひ

國家の總力を以て戦ふべき重大時局と云はれてゐる所以もこゝにある。

今この國家總力戦に於ける經濟部面中の勞働力の方面からのみ見るも、廣大なる軍事的占領地域の長期駐兵と我が國の進出を阻まんとする諸國に對する軍備充實との要求に應ずる爲には益々深刻なる戰時經濟體制を必要とする。多數の壯丁は兵役に召集せられ、軍需工業にも亦多數の勞働者が吸収されるにあつて、これ等の給源は結局農村であるのであるが、その上に尙農村には滿洲植民と云ふ大任務がある。東洋防衛の基本として日滿一徳一心たるべきことは我が日本の國是である。それには日本農民が滿洲に渡つて立派な堅實な村を作つて滿洲國の土臺を固め、日滿一體の基礎を作らなくてはならぬのである。

◆一大農業革命

かくの如くして今日の農村は滿洲と工場と戰場との三方面に多數の勞力を供給しなければならぬのであるが、若し農村がこれの大任務を果

し得なかつたらどうであらうか、それは實に恐ろしい事である。根底から國運の進展をゆるがすことになるのである。かく考へて來る時、日本農村は今や事變を契機として一大農業革命を要求されてゐることを感ぜざるを得ない。敢へてこれを農業革命と名づける所以は、戰場と工場とに多數の勞力を割くと云ふことは、それだけでもつと多くの人々をより少き農民に依つて養はねばならないといふことを意味するから、農業勞働の生産性を劃期的に高める要求を充す爲に、從來の農業經營法に一大革新を施さなければならぬからである。一面また滿洲國の開拓によつて廉價な穀類が増大するであらうことも大なる作用を營むに違ひない。あたかもアメリカ大陸の發見が、ヨーロッパに於ける農業革命を促した如き經過を我々は覺悟してよい。即ちヨーロッパに依つて米大陸が發見せられ歐洲よりの移民が廣大なる大陸を開墾して安價にして多量な穀類が輸入せられるに及んで、從來自給自足してゐた歐洲大陸の農民達は最早

を從來の如き農業經營を以ては到底生活を維持する事が不可能となつて、遂にその經營上大革命を來したことは周知の處である。かゝる觀點から考へても、我が國は滿洲開拓の關係上農業經營に於てその組織、方法、目的等に關して大革新を將來するものと見ねばならないであらう。然るにこの農業革命には大きな前提が必要であることを忘れてはならない。それは何かと云へば生産性の向上と云ふ點ばかりでなく、その生産に關與する人の生活の安定と向上を約束せねばならないと云ふことである。

◆生産性の向上と分村

兵士と工務勞働者と滿洲開拓民とを供給した上に、農業勞働の生産性の向上と農民生活の安定と、これ等の注文を一舉に解決する方策は、國家全體を打つて一九とした統合的計畫經濟を要求するのであるが、農村の方面では幸にして農村更生計畫樹立實行と云ふ國策が儼として存在し、且つ大量移民の道が開かれてゐるのであつて、滿洲への分村計畫を中心として更生計畫を

展開すると云ふことが最も大なる解決方策なのである。この事は堂々と起つて實行し得る處の下からの合法的革新運動であつて、やる氣になればすぐにもやれる仕事で、しかも本當に日本帝國の爲に最も大切な仕事である。

この運動は最近やつと始まつたばかりではあるが、それが必ずや我が大日本帝國の農村再編成への大道であることを歴史が證明する日が遠くないと確信するのである。實に滿洲開拓に對する分村計畫は我が國農業界の將來に關する劃期的大運動である。

◆分村計畫の特色

今我が國に於て展開されつゝある分村計畫運動についてその大要を述べるならば、まづ第一に我が農村の中農化運動である。全國いづれの農村に於ても堅實なる中流自作農家の耕地面積は略々その地方の農家一戸當平均耕作反別の二三倍位の廣さであり、大抵は大家畜の一―二頭を飼育して居て、動力農具さへも珍らしくない。そして粗飼料の自給、地力の維持、家族勞力の

完全な利用、高度の自給生活が行はれ、農産物價の變動に煩はされる所が比較的少ないのである。分村計畫は農家戸数を計画的に制限することによつて、全村農民の中農化を圖らんとするものである。若し粒のそろつた中農層で諸種の協同活動を一層濃厚に組織するならば、全國の農家を半減しても尙且つ農業の生産力は衰へないどころかむしろ向上する可能性があるのである。

第二に分村計畫は土地問題解決の最良法である。分村する農家の經營する土地を個々に處分せしめずして低利資金又は産業組合の融資等によつて購入し、一括して産業組合又は町村、或は部落等をして買収又は管理せしめて、土地の分散、兼併を防げばこれに依つて地主と小作との隸農的な關係を精算し、公正なる小作料とか小作條件を設置することも出来るのである。土地と人口との調整が出来れば不當なる饑餓小作は跡を絶つに至る。

第三に分村計畫は隣保共助の物的基礎を作る

ことを容易ならしめる。部落の共同收益地が如何に農村の共同活動の支柱となるものであるかは明らかであるが、今日の如く農村が尺寸の耕地を争はざるを得ない場合には、更生計畫に於ける共同收益地の設定の如きは非常に困難である。然るに分村計畫の場合には可成り豊富にこの共同收益用の土地が用意されるに至るのである。

第四に、農村經營の合理化は之によつて促進されざるを得なくなるし、又可能になる。何故なら農業労働力の減少は勢ひ農業労働の生産性の増進を計らなくてはならないのだが、それにはたとへば耕地の集團化、灌排水の合理化、畜力機械力の利用率の増進、努力分配の計畫化等々、今まで計畫だけであつたものを實際に實行しなくてはならなくなる。

第五に、この計畫は單に内地の農村人口が適當に調整されるだけでなく、母村と分村との間の物資の交換を通じて扶け合ひを行はうと云ふ意味を持つてゐる。その一番大きいのは家畜の

濃厚飼料を滿洲で生産して母村に供給する仕事である。大體の計算ではあるが内地六百萬町歩の耕地に充分厩肥をやつて、地方を増進する爲には凡そ一町歩當り厩肥年三千貫を生産するに足る家畜の飼育を必要とする。是等の家畜の濃厚飼料を潤澤に得るには略々滿洲に於ける今日の生産力で約三百萬町歩の耕地の全穀菽類を輸入せねばならない。即ち滿洲の未耕地千二百五十萬町歩の約四分の一は完全に内地農村に確定的に顧客を有する現金収入に當てられ得る。分村計畫の實行によつて、内地農家は鶏や豚の飼料に困らなくなり、滿洲分村は確實な販路を持つことになるのである。

第六に、分村計畫は農村の負債整理を一舉に解決する。即ち在村者は經營の改善によつて償還能力を増大し、渡滿者は財産整理の絶好の機会となる。

◆滿蒙開拓青少年義勇軍

以上のやうな理由で、分村計畫によつて土地問題も階級問題も、經營合理化問題も、負債整

理も、有畜農業も皆片づいてしまふ。正にその通りなのだ。しかしさてである。こんな素晴らしい分村計畫運動もこれを實行するにはどうして根本に熱烈なる精神運動なくしては不可能である。日本農民として如何に生くべきかと云ふ皇國農民の本分如何と云ふ自覺から出發して、初めてこの分村計畫が實現するのである。分村計畫が單なる机上の計畫になる村が不幸にして生ずるとすれば、それは必ずや打算からのみ發した分村計畫の爲であると思はれる本當に大和魂に燃えて、このまゝでは日本農民として天皇陛下から土地をおあづかり申して居る本分を盡したとは云へないと云ふ已むに已まれぬ真心から立ち上る時はじめて分村運動が大衆化し、現實のものとなる。

つまり眞個の分村計畫は本當の日本精神に燃えた一大理想主義運動として出發せねばならぬのである。その使命を果すものは何と云つても理想信仰の鍛錬陶冶の出来る人間が行かなくてはならぬ。即ち青年の運動としての分村計畫運

動の必要な所以である。

今や内外の諸情勢と過去の経験とに立脚して  
滿洲植民は一大躍進の時機に際會し、内地の青  
少年を一義勇軍に結成して建國農民たるにふさ  
はしき教育を現地で施すことによつて、堅實な  
る農村建設を着實に行はんとする氣運が國を憂  
ふる人々によつて、具體化されて滿蒙開拓青少  
年義勇軍は生れたのであつて、本縣からも續々  
その進出を見つゝあるのである。

◆起て！青少年

此の滿蒙開拓青少年義勇軍は、如何に國家が  
この舉を企てゝも青年がこれに應じて起たなけ  
れば何にもならない。内地の青少年が心から滿  
洲建國の眞精神と農民の使命とを自覺して奮起  
せぬ以上は机上戰術に終るのである。たとへわ  
けの分らぬ連中からこれをいかに阻んでも青年  
自らが奮起して組織する位でなければ駄目であ  
る。

曾て左翼運動華かなりし頃、あの彈壓の嵐の  
中に突き進んだ何萬の日本の青年があつたこと

を思ふと、日本青年は決して無氣力でもなく無  
知でもないのである。只、その全純情をさげ  
しむるに足る前進路がわからない時に、低迷が  
あり焦躁があるに過ぎないのだ。  
廣漠無限天涯に連る滿蒙無人の大沃野こそ、吾  
々大和民族の若人が開拓の鋸を振つて勤勞報國  
以て國運を扶翼し奉るべき平和の戦場であり、  
刻下皇國日本の最大危機を救ふ唯一無二の銃後  
奉公の道である。全日本の青少年諸君、皇紀二  
千六百年の新春に當つて皇國の大使命を心から  
確認すると共に、奮つて滿蒙開拓青少年義勇軍  
の旗幟下に團結しようではないか。

x x x  
x x x  
x x x

昭和十五年一月十九日印刷  
昭和十五年一月十九日發行

發行所 鳥取縣 鳥取市 東町 鳥取縣 鳥取市 東町  
鳥取縣 鳥取市 東町 鳥取縣 鳥取市 東町  
鳥取縣 鳥取市 東町 鳥取縣 鳥取市 東町